

毎週火、金曜日発行(但休日による) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部改正
- 鳥取県警察職員定員条例の一部改正
- 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正
- 鳥取県部局設置条例の一部改正
- 鳥取県行政組織規程の一部改正
- 指定医療機関の変更及び廃止
- ◇ 規則 教育職員免許状の授与
- 米子北高等学校設置者の認可
- 国民健康保険療養取扱機関の申出受理の一部改正
- 八束町の設置
- 牛の肝てつ検査及び駆除
- 土地改良区役員の退任及び就任
- ◇ 告示 米飯提供業者の登録

指定医師の取消
臨時県議会で議決された昭和三十三年度鳥取県歳入更生予算等

◇ 公安告示 聴聞会の開催

◇ 公告 宅地建物取引員試験の実施

◇ 雑報 市町村職員共済組合会の招集

補欠選挙の当選人

◇ 正誤 食糧事務所出張所の位置変更

昭和三十三年十月十四日付鳥取県監査公告第二百一十一号中訂正

条例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。
別表、医療の部、三 レントゲン診断料中

「エックス線間接写真診断 二二円 一枚につき（三五ミリメートル）」

「エックス線間接写真診断 二二円 一枚につき（穴なし三五ミリメートル）」

「エックス線間接写真診断 三〇円 一枚につき（三五ミリメートル）」

に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年六月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する

条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条

例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六五〇人」を「六六〇人」に、「四

〇六八」を「四一六八」に、「八〇六八」を「八一六八」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月

一日から適用する。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改

正する。

別表中

鳥取県八橋警察署 東伯郡東伯町 東伯郡のうち大栄町、由良町、東伯町、赤碕町、西伯郡のうち中山町

鳥取県八橋警察署 東伯郡東伯町 東伯郡のうち大栄町、東伯町、赤碕町、西伯郡のうち中山町

鳥取県黒坂警察署 日野郡黒坂町 日野郡のうち黒坂町、高宮町、伯南町、多里村、福栄村、石見

鳥取県黒坂警察署 日野郡日野町 日野郡のうち日野町、日南町

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、大栄町及び日南町にかかると改正部分は、昭和三十四年四月一日から、日野町にかかると改正部分は、昭和三十四年五月一日からそれぞれ適用する。

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号を削る。

第五条に次の一号を加える。

五 観光に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条経済部中第六号を削る。

第五条土木部に次の一号を加える。

五 観光に関する事項

第六条第二項に厚生労働部の表中保険課の項の次に次のように加える。

「国民年金課一別に定めるところによる」

第六条第二項三経済部の表中観光課の項を削る。
第六条第二項四土木部の表中建築課の項の次に次のように加える。

「観光課一庶務係、観光係、施設係」

第九条中保険課の次に次のように加える。

国民年金課

一 国民年金法の施行に関する事

二 厚生省所管一般会計所属の国有財産及び物品に関する事

三 厚生省所管一般会計予算経理に関する事

四 国民年金課に勤務する職員の身分取扱に関する事

と

五 国民年金課に属する文書に関する事

第十二条中観光課を削る。

第十三条中建築課の次に次のように加える。

観 光 課

一 観光宣伝に関する事

二 観光施設に関する事

三 空港整備法の施行に関する事

四 国立公園、国定公園、県立公園その他公園及び景園に関する事

五 観光事業団体の育成指導に関する事

六 その他観光事業の振興に関する事

第四十六条第二項中「八頭郡丹比村」を「八頭郡八東町」に、「丹比村、八頭村」を「八東町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二項二及び第九条の改正規定は、昭和三十四年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百六十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次の通り変更及び廃止の届出があつた。

昭和三十四年五月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	変更事項		変更年月日
				旧	新	
脇坂医院	日野郡日南町多里	全科	脇坂 浦雄	日野郡多里村多里 二二二二	日野郡日南町多里 二二二二	昭和三十四年四月一日
入沢	矢戸	内科、小児科、産婦人科	入沢 俊夫	伯南町矢戸	矢戸四五四	
日南町国民健康保 険矢戸診療所	"	内科、齒科	町長 木下 太郎	伯南町国民健康保 険直営診療所	日南町国民健康保 険矢戸診療所	
"	"	"	"	日野郡伯南町矢戸	日野郡日南町矢戸	
日南町国民健康保 険石見診療所	上石見	内科	"	石見村国民健康保 険直営診療所	日南町国民健康保 険石見診療所	
"	"	"	"	日野郡石見村上石 見	日野郡日南町上石 見	
二 廃 止						
名称	所在地	診療科名	開設者名	廃止事由	廃止年月日	
中原医院	西伯郡淀江町淀江	内科、小児科	中原 実	開設者死亡のため	昭和三十四年三月十四日	

鳥取県告示第二百六十三号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十四年五月十五日

免許状の種類	番号	鳥取県知事	石 破 二 朗	授与年月日
幼稚園助教諭免許状	昭三四幼助第一号	米村 玲子		昭和三十四年五月八日

鳥取県告示第二百六十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条の規定により私立米子北高等学校の設置者の変更を昭和三十三年五月八日次のとおり認可した。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
事務所の所在地
新 学校法人米子北高等学校 米子市米原五二三番地
旧 学校法人 神竹学園 松江市外中原町三番地

鳥取県告示第二百六十五号

昭和三十四年二月鳥取県告示第九十一号（国民健康保険療養取扱機関の申出受理について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年二月二日から適用する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
療養取扱機関の名称の各項目「直営」を削る。
鳥取県告示第二百六十六号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第

一項の規定により、昭和三十四年五月十五日から、八頭郡八頭村及び丹比村を廃し、その区域をもつて八東町を置く。なお、八東町の人口は八、六七四人である。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二期

鳥取県告示第二百六十七号

一次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除を命ずる。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二期

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日 実施区域 実施場所

五月十三日	気高郡青谷町勝部地区	青谷町紙屋検査場
十四日	中郷	亀尻
十五日	日置谷	奥尻
十六日	青谷	青谷
十八日	日置	山根
十九日	気高町浜村	気高町浜村家畜保健所
二十日	逢坂	山宮検査場
二十一日	瑞穂	坂本
二十二日	宝木	宝木

鳥取県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八

条第十項の規定により、日置村早牛土地改良区から次のように役員の変更及び就任の届出があつた。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二期

退任した役員の名及び住所

理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛

山本 長平

田中 嘉孝

田中 増男

小川 昌幸

監事 小林 作美

伊藤 正義

就任した役員の名及び住所

理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛

小川 昌幸

田中 嘉孝

原田 保智

原田 亘

監事 伊藤 正義

釜谷 英男

昭和三十四年一月十八日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和三十四年三月十四日就任任期二年

鳥取県告示第二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八

条第十項の規定により、大井手土地改良区から次のように役員の変更及び就任の届出があつた。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二期

退任した役員の名及び住所

理事 萩原 熊治 八頭郡河原町袋河原

秋山 勝治 鳥取市円通寺

湧本 実藏 長谷

加藤 重藏 倭文

三田 吉之 上味野

近藤 伝一 横枕

山田春之助	下味野
田中柳八	服部
前嶋熊太郎	葛蒲
西根寿広	古海
前田正晴	安長
森本茂信	安長
平木恒次	晚稻
山田直徳	西品治
坂本泰太郎	秋里
奥村秀治	湖山町
杉田光好	岩吉
岸田正雄	賀露町
浜部徳五郎	賀露町
木下善蔵	八頭郡河原町布袋
平野愛治	鳥取市葛蒲
米沢義幸	秋里
山根幸一	湖山町

萩原熊治	八頭郡河原町袋河原
秋山勝治	鳥取市円通寺
湧本実蔵	長谷
加藤重蔵	倭文
三田吉之	上味野
池沢潔	下味野
福田右蔵	服部
松尾鉄蔵	葛蒲
山本哲雄	古海
前田亀芳	岩吉
本荘幸延	徳吉
天川勇吉	安長
徳田豊蔵	西品治
山田直徳	南隈
岩崎偉臣	湖山町
奥村秀治	岩吉
杉田光好	
奥田勝蔵	

就任した役員の名及び住所

濱部徳五郎	賀露町
監事 森本寿美	朝丹
前嶋熊太郎	葛蒲
森下友五郎	晚稻
山根幸一	湖山

昭和三十四年三月二十二日総代会において総選挙の結果当選し、理事は昭和三十四年三月三十一日、監事は同年四月一日就任任期は理事、監事ともに二年

登録番号	氏名	名称又は屋号	住	所	営業の場所
六四四	前田 くよ	たつのや	東伯郡三朝町大字三朝一、〇〇二ノ七		住所に同じ
六四五	御船 ヒデ	齊木旅館	三朝町大字三朝八九一		
六四六	松原 徳野	一陽荘	三朝町大字山田一六二		
六四七	数本 国夫	三日月食堂	倉吉市新町三丁目		
六四八	山田 勝治		堺町二丁目二三九の三		
六四九	山住 操	山一食堂	鳥取市元鑄物師町九五		
六五〇	平井 実	団十郎	吉方三九〇の四		
六五一	森田 一	丸茂旅館	永楽通り		

鳥取県告示第二百七十号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）
第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年五月十一日
次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年五月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による指定を次のとおり取消した。

昭和三十四年五月十五日

診療科名	氏名	住 所	鳥取県知事 石 破 二 朗	取消理由
外科	島田三千秋	鳥取市吉方二六五	鳥取県知事 石 破 二 朗	京都府に転出
"	多胡 金三	東伯郡羽合町		千葉県"
"	長岡 毅	" 北条町		岡山県"
"	平林 朗	日野郡根雨町		"
内科	浜 聰	鳥取市古市		高知県"
"	岡田 由夫	"		児島市"
"	久野昭太郎	鳥取市吉方		京都市"
"	潮馨 寛	西伯郡会見町三崎		廃業（死亡）
"	丸山 郁彦	倉吉市越殿町		広島県に転出
"	藤井 正二	日野郡根雨町		京都市"
眼科	伊玉野志津枝	東伯郡泊村		

鳥取県告示第二百七十二号

昭和三十四年五月臨時県議会で五月九日議決された専決処分に基づく昭和三十三年度鳥取県歳入更正予算及び昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加予算は次のとおりである。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和33年度鳥取県歳入更正予算

款 項	科 目	今 回 更 正 予 算 額 千 円
12	県 債	—
1	果 債	—
歳 入 合 計		
昭和34年度鳥取県歳入歳出追加予算		
10	繰 越 金	2,513
1	前年度繰越金	2,513

歳 入 合 計 2,513

款 項	科 目	今 回 追 加 (更 正) 千 円
8	産 業 経 済 費	2,513
3	林 業 費	2,513
歳 出 合 計 2,513		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

(1) 昭和三十四年五月二十二日 午後一時から
米子市万能町 米子警察署において

公 告

(2) 昭和三十四年五月二十七日 午後二時から
鳥取市吉方二七五 鳥取警察署において
二 関係者住所氏名
(1)の聴聞会について
米子市末広町三八
太 田 治 雄
昭和十三年十月六日生
米子市立町一丁目六〇
高 下 淳 吾
昭和二年十月九日生
(2)の聴聞会について
鳥取市湖山町一九四一
池 田 志 行
昭和九年二月十二日生
鳥取市中町四〇の二
盛 本 宗 一 雄
昭和三年二月二十四日生

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）
第十一条の三第一項の規定により、宅地建物取引員試験
を次の要領により実施する。
昭和三十四年五月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 試験申込書受付期間
昭和三十四年五月十五日から同年五月二十五日まで
- 二 試験申込書の受付場所
各土木出張所。ただし、鳥取土木出張所管内は県建築課
- 三 試験の期日及び場所
1 とき 昭和三十四年五月三十一日午後一時から
午後三時三十分まで
2 ところ 鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所講堂
- 四 試験の方法
試験は筆記試験により行う。

五 試験の基準

試験は宅地建物取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定する。

六 試験の内容

- 1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質構造及び種別に関すること。
- 2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- 3 土地及び建物についての法令の制限に関すること。
- 4 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- 5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- 6 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- 7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- 七 受験申込
受験申込書及び受験票（申請前六月以内に撮影した縦五、五センチメートル横四センチメートルの無帽正面

八 試験場への図書持込制限

上半身のものをはりつける。（各一部を提出すること。法令集のみ持込許可（解説書等は不可）

九 試験合格の発表

昭和三十四年六月二十日

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会を次のとおり招集する。

- 昭和三十四年五月十五日
鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直
- 一 開催日時 五月二十五日 十時三十分
- 二 開催場所 東伯郡三朝町 溪泉閣
- 三 附議事項
1 組合規約の一部改正について
2 貸付規程の一部改正について
3 監事の補欠選挙について
4 地方公務員の退職年金制度に関する答申に対す

る意見について

- 5 組合会議員の異動報告について
- 6 役員の変動(退職)報告について

五月十一日執行した市町村長が選挙する組合会議員の第九選挙区の補欠選挙の当選人を次のとおり公告する。

昭和三十四年五月十五日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

磯田 俊、二 西伯郡西伯町

昭和三十四年五月十五日

鳥取食糧事務所長 坂田 久 二

出張所の位置変更について

出張所名 移転月日 位 置

丹比出張所 昭和三十四年 八頭郡八東村大字北山七三番地の一

宝木 昭和三十四年 気高郡気高町大字宝木九〇四月十六日 三番地

三朝 〃 〃 東伯郡三朝町大字三朝 〃

正 誤

昭和三十三年十月十四日付鳥取県監査公告第二百十一号中誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

8 下 終りから 監督上 施行上

7

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取県一印 刷 所